

海外派遣先の紹介

派遣先



地方機関の紹介

地方機関



海外で活躍する職員と業務紹介

From タイ／国際派遣

発展著しいタイ経済に
公正で自由な競争経済を根付かせる
一翼を担う

後藤 大樹

タイ取引競争委員会事務局 [平成22年4月 入局]



●国際派遣の業務・魅力について

現在、JICAの長期派遣専門家としてタイの競争当局(TCCT)に派遣され、TCCT職員向けセミナーを開催したり相談に乗るなどしています。現在のTCCTは2018年末に設立された「若い」組織のため、競争法・競争政策の基本的な知識を定着させるCapacity Buildingが当面の主な課題です。セミナーでは、公正取引委員会の担当課室の協力も得つつ、違反事件調査、企業結合審査、市場実態調査等の実務について、公正取引委員会における業務の流れや留意すべき点等を説明しています。一方、タイの競争法は、我が国の独占禁止法も参考にしつつ制定されたという経緯があり、TCCT職員からは、具体的な事例を基に「独占禁止法の場合はどういう考え方になるのか」などの質問を受けることもあります。

グローバル化により競争法・競争政策の重要性が高まる中、諸課題に取り組む際には各国競争当局で連携していくことが重要です。加えて、ある国で競争法が制定され、これに基づいて適切な法執行等が行われることは、当該国に進出する日系企業にとっても、公正で自由な競争による利益を享受できるという点で極めて重要です。そのため、現在の立場は、今後の国際的な取組や日系企業の事業活動にも大きな影響を与えるものであるため、責任感とやりがいを感じます。

TCCTは、前身組織から移籍してきた職員や一部の中途採用職員を除くと、若手職員の割合が多く活気に満ちています。委員長をはじめとする幹部職員も大変フレンドリーで、よく話しかけてくれたり様々なイベントに誘ってくれます。

●タイで過ごして

タイでは、街中に国王ファミリーの肖像が掲げられているなど王室を深く敬っており、国民の多くが敬虔な仏教徒です。そのため、王室や仏教に関連したイベントや祝日も多く、日本とは違った文化に触れることができるのも貴重な経験だと感じています。



国際会議に出席したTCCTのSakon委員長(左)とAbhisit元首相(右)とともに

地方機関職員による業務紹介

From 九州／総務課

九州7県を管轄区域とし、
競争法などについての相談・調査のほか
独占禁止法への理解促進に携わる

幸屋 健太郎

九州事務所 総務課総務係長 [平成18年4月 入局]



●九州事務所の業務について

地方事務所の業務は多岐に渡るため、本局の関係課室と連携して進めており、競争政策等に関して、国民の方々の困り事や公正取引委員会への期待などを伺い本局へ橋渡ししています。学校から依頼があれば、公正取引委員会の役割等を説明する独占禁止法教室等の広報活動も行います。九州事務所の職員数は約30名で、「九州7県を担当するには職員数が少ないのではないか」と尋ねられることがあります。そうした懸念を持たれることがないよう、効率的に仕事に取り組んでいます。

私は、総務課に所属しており、所内事務の取りまとめ、本局との連絡調整、広報といった業務等を担当しています。広報業務では、学生や消費者から経済団体のトップまで、あらゆる方に公正取引委員会の活動をPRしたり、御意見を今後の活動に役立てたりしています。

●九州事務所の雰囲気は

日々、新たな課題にチャレンジしたり、スピード感を重視して仕事に取り組まなければならず、緊張感がある職場です。九州事務所は「少数精銳」という気持ちで、時には上司・部下関係なく意見を出し合って、ワンチームで難題を乗り切っていくような雰囲気があります。

プライベートが充実している職員が多く、とても刺激のある職場です。キャンプ、観劇、燐製作、登山、筋トレ、サウナ、マラソン、黄色の蛍光ジャンパーを着て毎朝登校の見守りを行うおじさんなど、その分野も様々で、プライベートでも光り輝いている職員が多いです。私も、上司に刺激を受けて薔薇を育ててみたり、同僚に刺激を受けてフルマラソンにも挑戦し、完走することができました！



相談対応や情報受付業務のほか、一般消費者向けセミナーや大学生向け講座において講師を務める

小林 ちづる

中部事務所 取引課取引第二係長 [平成24年4月 入局]



●中部事務所取引課の業務について

中部事務所取引課では主に景品表示法に関する業務を担当しています。景品表示法は消費者庁が所管している法律で、平たく言うと、「豪華すぎる景品(おまけ)」や「嘘つき表示」を禁止している法律です。景品表示法は平成21年に公正取引委員会から消費者庁に移管されましたが、地方事務所のない消費者庁に代わり、公正取引委員会の事務所・支所が管内地域の事業者からの相談や一般消費者からの情報提供を受け付けられています。また、消費者庁と連携しつつ、景品表示法違反被疑行為の調査も行っています。最近は大企業が違反したというニュースが大々的に報道されたこともあり、事業者や一般消費者の景品表示法に対する注目がますます高まっていることを実感しています。

相談対応や情報受付業務のほか、独占禁止法や景品表示法の普及啓発を目的として、一般消費者向けセミナーや大学生向け講座において講師を務めることもあります。また、景品表示法違反がないか新聞広告やCM、街頭看板の表示などに目を光させておくのも大事な仕事です。

●中部事務所の雰囲気は

地方事務所は人数が少ないとおり、課の垣根を越えて和気あいあいとした雰囲気があります。また、時差出勤制度やフレックスタイムなどが積極的に活用され、職員それぞれがライフスタイルに合わせた勤務方法を選択しています。私自身も子育て中のため、フレックスタイムやテレワークなども利用し、早めに保育園に迎えに行くなどしています。

中部事務所は合同庁舎の最上階にあり、執務室からは名城公園と名古屋城を望みつつ、仕事をすることができます。事務所周辺の飲食店の中には味噌カツやあんかけパスタ、どて丼など名古屋飯を提供する店も多く、ランチタイムに食べに行くこともあります。



From 東北／下請課

独占禁止法・下請法などの事件調査のほか、教室や講習による広報活動も行う 東北6県を管轄する少数精鋭の事務所

高山 勇樹

東北事務所 下請課係長 [平成28年4月 入局]



●東北事務所の業務について

東北事務所は、6つの県を管轄しているのだから職員の数もそれなりにいると思われがちですが、実は東北事務所の職員数は決して多くありません。そのため、若いうちから様々な業務に携わることができ、時には課の垣根を越えて他課の業務を経験することができるのでやりがいを感じることが多いです。幅広い業務を行うので悩むことが多いですが、事務所内で活発に意見交換をしたり、本局関係課室にも相談した上で業務を進めていくことができる、臆することなく業務に励むことができます。

私は下請課という部署に配属されています。下請課では下請法違反行為を是正するための事件調査や下請法を世に広く知ってもらうための講習、事業者からの相談受付などの普及啓発活動を行っています。

●東北事務所の雰囲気は

東北事務所に限らず公正取引委員会全体にも言えることですが、意見交換が活発に行われており、先輩後輩・上司部下関係なく自分の意見が言いやすい職場です。私が所属している下請課でも、ほぼ毎日、下請法の解釈や事件処理などについての意見が飛び交っています。

東北事務所では職員間でコミュニケーションを取ることが多く、とても賑やかな雰囲気があります。プライベートで接する機会もあり、野球観戦に行ったり、リレーマラソンに参加したことありました。また、テレワーク、フレックスタイム制、男性職員の育児休業などの制度を活用している職員が多く、ワークライフバランスの面でとても働きやすい環境にあります。私も上司や同僚からこのような制度を利用することを勧められたので、仕事と育児を両立することができます。



1 総務課

所内の調整業務を担当とともに、独占禁止法・競争政策の普及・啓発のための広報を担当しており、公正取引委員会全体の施策や地方事務所・支所の活動についてPRに努めています。また、地方事務所・支所内の会計・物品調達・管理・研修・福利厚生の業務を担当しています。なお、経済取引指導官が設置されていない地方事務所・支所においては、経済取引指導官の業務も担当しています。

2 経済取引指導官

合併や株式所有などの企業結合についての届出等に基づいて、企業結合によって競争が制限されることとなる場合にかかる、個別に審査し、競争が制限されることとなる場合には、合併内容の変更等の措置を講じさせています。また、中小企業等協同組合の届出の受理、業界団体の独占禁止法に関する相談の業務も担当しています。

From 近畿／審査課

地方事務所は本局の組織がぎゅっと詰まった機関。 採用されたばかりでも本局の部署と連携し、あらゆる業務を経験できる

坂本 悅久

近畿中国四国事務所 第三審査課長 [平成5年4月 入局]



●地方事務所の業務について

地方事務所では、独占禁止法違反被疑事件の審査、下請法違反の調査などを行うとともに、これらの法律の普及・啓発のための広報業務など、限られた人員の中で、幅広い業務を行っています。例えば、総務課であれば、採用されたばかりの係員であっても、本局の官房総務課、官房人事課、会計室などの担当者と連携を取り合って仕事を進めていますので、本局の複数の部署にまたがる業務を行うことになります。つまり、地方事務所は、本局の組織がぎゅっと詰まった機関といえます。もちろん各業務の奥深さは本局には及びませんし、本局だけしか経験できない仕事もたくさんありますが、地方事務所の採用者であっても本局に転勤して仕事をするチャンスもあります。

近畿中国四国事務所の第三審査課の主な業務は、排除措置命令を行うような独占禁止法違反被疑事件の審査業務です。具体的には、立入検査による証拠物の収集、関係者からの事情聴取などを行って事実関係を明確にしていく業務です。

大変な仕事ですが、データ分析が得意な人、証拠物の読み解きが得意な人、関係者から話を聞くのが上手い人、個々の力を出し合うことにより、事件審査を進めています。

●近畿中国四国事務所の雰囲気は

近畿中国四国事務所の審査課には約20名が所属しています。若い人が多いこともあって、活気があって、一体感が感じられる雰囲気の職場です。とはいっても、体育会系的な雰囲気ではありません。

採用されれば、年齢の若い先輩はもちろん、職場のみんなが、実際の仕事を通じて、仕事の進め方、必要な知識などを教えてくれます。また、仕事の進め方など、若い人でも積極的に提案していく職場です。今の立場で何をすればみんなの役に立てるのか、即戦力として積極的に行動できる人を育てられる環境にあることが、近畿中国四国事務所の良いところではないでしょうか。



From 東北／下請課

独占禁止法・下請法などの事件調査のほか、教室や講習による広報活動も行う 東北6県を管轄する少数精鋭の事務所

高山 勇樹

東北事務所 下請課係長 [平成28年4月 入局]



●東北事務所の業務について

東北事務所は、6つの県を管轄しているのだから職員の数もそれなりにいると思われがちですが、実は東北事務所の職員数は決して多くありません。そのため、若いうちから様々な業務に携わることができ、時には課の垣根を越えて他課の業務を経験することができるのでやりがいを感じることが多いです。幅広い業務を行うので悩むことが多いですが、事務所内で活発に意見交換をしたり、本局関係課室にも相談した上で業務を進めていくことができる、臆することなく業務に励むことができます。

私は下請課という部署に配属されています。下請課では下請法違反行為を是正するための事件調査や下請法を世に広く知ってもらうための講習、事業者からの相談受付などの普及啓発活動を行っています。

●東北事務所の雰囲気は

東北事務所に限らず公正取引委員会全体にも言えることですが、意見交換が活発に行われており、先輩後輩・上司部下関係なく自分の意見が言いやすい職場です。私が所属している下請課でも、ほぼ毎日、下請法の解釈や事件処理などについての意見が飛び交っています。

東北事務所では職員間でコミュニケーションを取ることが多く、とても賑やかな雰囲気があります。プライベートで接する機会もあり、野球観戦に行ったり、リレーマラソンに参加したことありました。また、テレワーク、フレックスタイム制、男性職員の育児休業などの制度を活用している職員が多く、ワークライフバランスの面でとても働きやすい環境にあります。私も上司や同僚からこのような制度を利用することを勧められたので、仕事と育児を両立することができます。



From 四国／審査課

上司や先輩のサポートのもと、若手のうちから責任ある仕事をさせてもらえ、ワークライフバランスのとれた魅力ある職場

北尾 文兵

四国支所 審査課審査専門官(徴収担当) [平成20年4月 入局]



●四国支所審査課の業務について

四国支所審査課では、価格カルテル・入札談合、中小事業者に不当に不利益を与える不当廉売・優越的地位の濫用といった独占禁止法に違反する疑いのある行為に関する情報を収集する端緒業務を行っています。

端緒業務の主な仕事には、情報提供者への事実関係の確認、違反行為の裏付けとなる資料提出の要求などがあり、それらの内容をまとめて本局の担当部署に報告しています。また、独占禁止法に違反する疑いのある事業者に対する立入検査や、関係者への事情聴取により違反行為に関する証拠を収集する調査業務も行い違反行為を立証しています。違反行為を迅速に取り締まり、厳正な措置をとることができます。本局の担当部署と緊密な連携を図り、円滑に業務を進めています。



●四国支所の雰囲気は

四国支所は、誰でも積極的に発言できる非常に風通しの良い職場です。また、職員の数が少ないため、若手のうちに責任ある仕事をさせてもらいます。困ったことがあっても、上司や先輩が丁寧にアドバイスをしてくれる、安心して仕事を進めることができます。また、職員のワークライフバランスを積極的に推進しており、職員はテレワークやフレックスタイム制度、育児休暇、育児休業等の制度を積極的に活用しています。私も月に一度は年次休暇を取得して、家族や友人と旅行や食事に出掛けています。仕事とプライベートの両方を充実させることができる点が四国支所の魅力だと思います。

3 取引課

不公平な取引方法の指定に係る調査や指導等を行っています。また、消費者庁との協力の下、景品表示法違反事件の調査業務等も担当しています。

4 下請課

下請法違反を調査し、違反者に対しては勧告等により下請法違反行為をやめさせるとともに、減額した代金を支払わせるなどの措置を採っています。地方事務所・支所においても、書面調査により、積極的に下請法違反の発見に努めています。

5 審査課・第一～四審査課

独占禁止法違反についての申告の受付・独占禁止法違反の発見のための調査や独占禁止法違反被疑事件の審査を行っています。地方事務所・支所の審査課においては、管轄区域内の独占禁止法違反被疑事件を担当しますが、広い地域にわたって違反が行われているような場合には、本局や他の地方事務所・支所と協力して審査を行います。